第七十二条の四十八の見出しを「（分割法人の申告納付等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（以下この条において「分割法人」という。）は、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六（第五項を除く。）、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定により事業税を申告納付し、又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により事業税を修正申告納付する場合には、当該事業に係る課税標準額の総額（第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年四百万円（当該法人の当該事業年度が一年に満たない場合には、同条第四項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。）を超え年八百万円（当該法人の当該事業年度が一年に満たない場合には、同条第四項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。）以下のもの又は同条第一項第二号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年四百万円を超えるものにあつては、当該各事業年度の所得の総額を年四百万円以下の部分の金額及び年四百万円を超える部分の金額に区分した金額とし、同項第一号又は第三号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年八百万円を超えるものにあつては、当該各事業年度の所得の総額を年四百万円以下の部分の金額、年四百万円を超え年八百万円以下の部分の金額及び年八百万円を超える部分の金額に区分した金額とする。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。）を分割基準により関係道府県ごとに分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、総務省令で定める課税標準額の総額の分割に関する明細書を添付しなければならない。

第七十二条の四十八第二項中「二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、その」を「分割法人の」に改め、「には、」の下に「当該分割法人が」を加え、「事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額は、それぞれ」を「事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額は、前項の規定にかかわらず、」に改め、同項ただし書中「ただし、当該法人の」を「ただし、当該分割法人の」に、「次項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準（以下この節において「分割基準」という。）」を「関係道府県ごとの分割基準」に、「においては」を「には」に、「法人が」を「分割法人が」に、「事業税又は」を「事業税額又は」に、「事業税の税額は、当該法人の」を「事業税額は、」に、「付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額」を「課税標準額の総額」に、「次項から第十項までの規定によつて」を「前項の規定により」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　前二項の「分割基準」とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準をいう。

一　製造業　課税標準額の総額を申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所（以下この項から第五項までにおいて「事業所等」という。）の従業者の数に按分すること。

二　電気供給業　次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

イ　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（第九項第一号において「小売電気事業」という。）（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）　課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

ロ　電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業（第九項第一号において「一般送配電事業」という。）、同条第一項第十号に規定する送電事業（第九項第一号において「送電事業」という。）（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）及び同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1)　(2)に掲げる場合以外の場合　課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。(2)において同じ。）と電気的に接続している電線路（総務省令で定める要件に該当するものに限る。(2)及び次項第三号において同じ。）の電力の容量（キロワットで表した容量をいう。同号において同じ。）に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2)　事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電気的に接続している電線路がない場合　課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

ハ　電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業（第九項第一号及び第二号において「発電事業」という。）（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1)　(2)に掲げる場合以外の場合　課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2)　事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合　課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

三　ガス供給業及び倉庫業　課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

四　鉄道事業及び軌道事業　課税標準額の総額を事業所等の所在する道府県における軌道の延長キロメートル数に按分すること。

五　前各号に掲げる事業以外の事業　課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

4　前項に規定する分割基準（以下この款において「分割基準」という。）の数値の算定については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　従業者の数　事業年度終了の日現在における数値。ただし、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場である事業所等については、当該数値に当該数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値）の二分の一に相当する数値を加えた数値

二　事業所等の数　事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日現在における数値）

三　電線路の電力の容量、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数　事業年度終了の日現在における数値

第七十二条の四十八第五項中「前項第三号の場合において、」を削り、「事務所又は事業所に」を「事業所等に」に、「掲げる数」を「定める数」に、「同項第三号」を「前項第一号」に改め、同項各号中「事務所又は事業所」を「事業所等」に改め、同条第八項中「第一項の法人が第四項第一号、第二号又は第三号に規定する分割基準をそれぞれ」を「分割法人が二以上の分割基準を」に、「同項の規定の適用」を「当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割」に、「によつて当該法人の事業の課税標準額を分割する」を「による」に改め、同条第十項中「課税標準額」を「課税標準額の総額」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第一項の法人」を「分割法人」に、「においては、前項」を「には、前三項」に、「当該事業」を「これらの事業」に、「それらの事業」を「これ